

忘れていませんか？こんなときは14日以内に届け出を

	こんなとき	持っていくもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
国保を脱退するとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
その他	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張などで、別個の保険証が必要なとき	保険証、期間のわかるもの、印かん

この税は、国や県の補助金とあわせて、皆さんが病气やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり、家族が亡くなったたりしたときの給付に充てられます。

ほかの市町村から転入したときや、ほかの健康保険をやって国保の資格を得た場合、国保の資格と納税義務は、異動のあった日までさかのぼりません。そのため、税金はその分さかのぼって納めていただくこととなります。

国保に加入するには、ほかの健康保険の補助金との健康保険の資格を失った日（または退職の日）を証明する書類などが必要です。

国保税の計算

国保税は国などの補助金とともに、国保の給付費用などに充てるための財源となります。その年に予測される医療費から、国などからの補助金、病院などで支払う自己負担金を差し引いた分が国保税の総額となります。これを所得などに応じて割り振り、

皆さんから納めていただく国保税は、国保を運営するための重要な財源です。国保税を滞納すると、ほかの加入者の負担を大きくするばかりでなく、国保の運営が困難になってしまう。そのため、

税は期限内に

	医療給付費分	介護保険分
所得割合	9.8%	1.3%
均等割額 (被保険者1人あたり)	26,000円	6,000円
平等割額 (1世帯あたり)	20,000円	3,500円
税額の上限	53万円	8万円

公平に負担するよう決められています。

このため、税率等は毎年の状況により決められます。なお、四十歳以上六十五歳未満の加入者の人は、介護保険分が上乘せされます。平成十六年度の税率等については、医療費の推移や社会情勢などを考慮し、据え置きをします。

特別な理由もないのに国保税を滞納すると、保険証を返還してもらい、資格証明書を交付します。これにより、医療費がいったん全額自己負担になります。

皆さんが安心して医療を受けられるようにするためにも、国保税は納期限内にきちんと納めてください。

医療費は大切に

医療費は、年々増加の傾向にあります。国保加入者の増加がひとつの原因と考えられますが、このほかにも：

- 高齢者が増加し、医療機関への受診割合が上昇した
- 医学・医療技術の進歩により医療費が高額化したこと
- 生活習慣病など長期治療の必要な慢性疾患患者が増加したこと
- 重複受診や医師の指示に従わないこと

などが、主な理由といえます。皆さんのちよつとした心がけて医療費の上昇を止めることもできます。

問合せは
保険年金課国保医療係
☎69 2130まで



- 薬をむやみに欲しがらない
- 病院めぐりはしない
- 家庭医をもつ
- 医師を信頼する
- 異常の具合をよく説明する
- 診療時間内に受診する

こうした医療費の増加は、国保税の引き上げにつながります。国保税を上げないためにも、皆さん一人ひとりが、日頃から健康に気をつけて、医療費を大切に使うよう心がけてください。

医療費の有効利用

国保税の引き上げにつながります。国保税を上げないためにも、皆さん一人ひとりが、日頃から健康に気をつけて、医療費を大切に使うよう心がけてください。